

会員の皆様へ

株式会社ビューカード

会員規約およびVIEW's NET 利用規約改定のお知らせ

拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

2018年6月28日より、会員規約およびVIEW's NET 利用規約を下記のとおり改定させていただきます。つきましては、誠にお手数ですがご高覧いただき、内容をご了承のうえ、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

現行	改定後
<p>第1条（適用範囲）</p> <p>1 ビューカード会員規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社ビューカード（以下「当社」といいます。）が発行する以下のクレジットカード（以下「カード」といいます。）において適用されます。ビューカード、「ビュー・スイカ」カード、「ビュー・スイカ」リボカード、大人の休日倶楽部ジパングカード、大人の休日倶楽部ミドルカード、TYO カード、のんびり小町ビューカード、めぐり姫ビューカード、「Rail-On」カード、ルミネカード、アトレビューSuicaカード、エスパルカード、weビュー・スイカカード、フェザンカード、ペリエビューカード、ロンロンオーナーズクラブカード、グランデュオカード、ビープラスオンカード、JR東日本ホテルズカード、「キャッツ」ビュー・スイカカード、ジェクサーカード、JAL カード Suica、みずほ Suica カード、ビックカメラ Suica カード、ビューゴールドプラスカード</p> <p>第2条（会員及び資格）</p> <p>4 本人会員は、家族会員に対し、家族カード（第4条第1項で定義されるものをいいます。以下同じ。）を使用して、本人に代理して本規約及びこ</p>	<p>第1条（適用範囲）</p> <p>1 ビューカード会員規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社ビューカード（以下「当社」といいます。）が発行するクレジットカード（以下「カード」といいます。）<u>の入会申し込みをされた個人に対して適用</u>されます。</p> <p>第2条（会員及び資格）</p> <p>4 本人会員は、家族会員に対し、家族カード（第4条第1項で定義されるものをいいます。以下同じ。）を使用して、本人<u>会員</u>に代理して本規約及</p>

れに付帯する特約に基づくカード利用（第2章（カードショッピング条項）に定めるカードショッピング（加盟店においてカードを用いて売買等を行うことをいいます。以下同じ。）、ならびに第19条に定める付帯サービスその他のカードの利用の全部又は一部をいいます。以下同じ。）を行う権限（当社が認めたものに限り、以下「本代理権」といいます。）を授与します。なお、本人会員は、本代理権の授与について、撤回の主張をする場合は、第17条第1項所定の方法によるものとします。本人会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、当社に対して主張することはできません。

8 会員及び会員としての入会申込みをされる方（以下本章において「会員等」といいます。）は、入会申込みをするにあたり、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ① 暴力団
- ② 暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
- ③ 暴力団準構成員
- ④ 暴力団関係企業の役員・従業員
- ⑤ 総会屋等
- ⑥ 社会運動等標ぼうゴロ
- ⑦ 特殊知能暴力集団等
- ⑧ 上記①から⑦の共生者又はその他これらに準ずる者

第17条（退会・会員資格の喪失及びカードの利用停止・返却）

2 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの通知、催告なくして当該会員（当該会員に限らず、本人会員、家族会員、他の家族会員を含みます。）の会員資格（本規約に係る契約における会員資格に限らず、他のカードに関する本人会員としての資格及び家族会員とし

びこれに付帯する特約に基づくカード利用（第2章（カードショッピング条項）に定めるカードショッピング（加盟店においてカードを用いて売買等を行うことをいいます。以下同じ。）、ならびに第19条に定める付帯サービスその他のカードの利用の全部又は一部をいいます。以下同じ。）を行う権限（当社が認めたものに限り、以下「本代理権」といいます。）を授与します。なお、本人会員は、本代理権の授与について、撤回の主張をする場合は、第17条第1項所定の方法によるものとします。本人会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、当社に対して主張することはできません。

8 会員及び会員としての入会申込みをされる方（以下本章において「会員等」といいます。）は、入会申込みをするにあたり、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ① 暴力団
- ② 暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
- ③ 暴力団準構成員
- ④ 暴力団関係企業の役員・従業員
- ⑤ 総会屋等
- ⑥ 社会運動等標ぼうゴロ
- ⑦ 特殊知能暴力集団等
- ⑧ 国際テロリスト等、日本政府、外国政府、国際機関等が、財産の凍結等の経済制裁が必要と指定した者
- ⑨ 上記①から⑧の共生者又はその他これらに準ずる者

第17条（退会・会員資格の喪失及びカードの利用停止・返却）

2 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの通知、催告なくして当該会員（当該会員に限らず、本人会員、家族会員、他の家族会員を含みます。）の会員資格（本規約に係る契約における会員資格に限らず、他のカードに関する本人会員としての資格及び家族会員と

ての資格を含みます。)を喪失させることができるものとし、当社からカードの返却を求められたときは、当該会員は、これに応じるものとし、

- (1) 当社に対する支払債務の履行を怠ったとき
- (2) 第 18 条 (期限の利益喪失) に該当したとき
- (3) 当社に対する会員の本規約に基づく債務以外の債務につき重大な不履行があったとき、又は虚偽の申告があったとき
- (4) 信用情報機関の情報内容又は情報件数等により、本人会員の信用状態が著しく悪化し、又は悪化する恐れがあると当社が判断したとき
- (5) 本申込み及びカード利用につき、虚偽の申告をしたことが判明したとき
- (6) 第 16 条 (届出事項の変更) に違反する等、会員の責に帰すべき事由により会員の所在が不明となり、当社からの会員への連絡が不可能であると判断したとき
- (7) 「Suica に関する特約」第 11 条又は「定期券機能付き Suica に関する特約」第 13 条に基づき Suica が無効となった場合
- (8) 会員が第 2 条 8 項①から⑧のいずれかであると判明した場合
- (9) 会員が第 2 条 9 項①から⑤のいずれかの行為を行った場合
- (10) その他カードの利用状況が適切でない、又は信義に反すると認められるとき

3 当社は、会員が前項の各号のいずれか又は次の各号のいずれかに該当した場合には、当該会員 (当該会員に限らず、本人会員、家族会員、他の家族会員を含みます。) に通知することなく、当該会員のカード (本規約に係る契約に基づき発行されたカードに限らず、本人会員又は家族会員として利用する他のカードも含みます。) の利用を停止することができるものとします。

しての資格を含みます。)を喪失させることができるものとし、当社からカードの返却を求められたときは、当該会員は、これに応じるものとし、

- (1) 当社に対する支払債務の履行を怠ったとき
- (2) 第 18 条 (期限の利益喪失) に該当したとき
- (3) 当社に対する会員の本規約に基づく債務以外の債務につき重大な不履行があったとき、又は虚偽の申告があったとき
- (4) 信用情報機関の情報内容又は情報件数等により、本人会員の信用状態が著しく悪化し、又は悪化する恐れがあると当社が判断したとき
- (5) 本申込み及びカード利用につき、虚偽の申告をしたことが判明したとき
- (6) 第 16 条 (届出事項の変更) に違反する等、会員の責に帰すべき事由により会員の所在が不明となり、当社からの会員への連絡が不可能であると判断したとき
- (7) 「Suica に関する特約」第 11 条又は「定期券機能付き Suica に関する特約」第 13 条に基づき Suica が無効となった場合
- (8) 会員が第 2 条 8 項①から⑨のいずれかであると判明した場合
- (9) 会員が第 2 条 9 項①から⑤のいずれかの行為を行った場合
- (10) その他カードの利用状況が適切でない、又は信義に反すると認められるとき

3 当社は、会員が前項の各号のいずれか又は次の各号のいずれかに該当した場合には、当該会員 (当該会員に限らず、本人会員、家族会員、他の家族会員を含みます。) に通知することなく、当該会員のカード (本規約に係る契約に基づき発行されたカードに限らず、本人会員又は家族会員として利用する他のカードも含みます。) の利用を停止することができるものとします。

- (1) 短時間に換金性商品を連続して購入する等カードの利用状況が不審であると判断した場合
- (2) 会員が利用可能枠を超えてカードを使用した場合（ただし、当社が承認した場合を除きます。）
- (3) 本人会員のキャッシング利用可能枠及び他の貸金業者からの借入残高（住宅資金貸付契約その他貸金業法に定める契約に係る借入残高を除きます。）の合計が、給与及びこれに類する定期的な収入の合計額の3分の1を超えた場合
- (4) 貸金業法又は日本貸金業協会自主規制規則に基づく収入証明の徴求依頼を拒否した場合
- (5) 会員が第2条8項①から⑧のいずれかに該当する疑いがあると当社が認めた場合
- (6) 会員が第2条9項①から⑤のいずれかの行為を行った疑いがあると当社が認めた場合

第25条（カードショッピングの利用）

- 11 会員は、現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を利用することはできません。

第26条（カードショッピングの支払い）

- 4 分割払いの場合のお支払金の合計は、ご利用代金に下記の表による分割払手数料を加算した金額となります。また、分割支払金は、分割支払金合計をお支払回数で除した金額となります。ただし、分割支払金は1,000円以上100円単位とし、端数が発生した場合は初回に算入します。

例：ご利用代金 100,000円 10回払いの場合

分割払手数料	100,000円 × (5.58円 ÷ 100円) = 5,580円
分割支払金合計	105,580円
分割支払金	105,580円 ÷ 10回 = 10,558円

- (1) 短時間に換金性商品を連続して購入する等カードの利用状況が不審であると判断した場合
- (2) 会員が利用可能枠を超えてカードを使用した場合（ただし、当社が承認した場合を除きます。）
- (3) 本人会員のキャッシング利用可能枠及び他の貸金業者からの借入残高（住宅資金貸付契約その他貸金業法に定める契約に係る借入残高を除きます。）の合計が、給与及びこれに類する定期的な収入の合計額の3分の1を超えた場合
- (4) 貸金業法又は日本貸金業協会自主規制規則に基づく収入証明の徴求依頼を拒否した場合
- (5) 会員が第2条8項①から⑨のいずれかに該当する疑いがあると当社が認めた場合
- (6) 会員が第2条9項①から⑤のいずれかの行為を行った疑いがあると当社が認めた場合

第25条（カードショッピングの利用）

- 11 会員は、現金化を目的として商品・サービスの購入（現行紙幣・貨幣の購入を含む）などにカードのショッピング枠を利用することはできません。

第26条（カードショッピングの支払い）

- 4 分割払いの場合のお支払金の合計は、ご利用代金に下記の表による分割払手数料（1円未満の端数は切捨て）を加算した金額となります。また、分割支払金は、分割支払金合計をお支払回数で除した金額となります。ただし、分割支払金は1,000円以上100円単位とし、端数が発生した場合は初回に算入します。

例：ご利用代金 100,000円 10回払いの場合

分割払手数料	100,000円 × (5.58円 ÷ 100円) = 5,580円
分割支払金合計	105,580円
分割支払金	105,580円 ÷ 10回 = 10,558円

したがって、分割支払金は、10,558 円を 100 円単位にした 10,500 円となります。ただし、端数は初回に算入されるため、初回のお支払金は、11,080 円となります。

- 7 会員がリボルビング払いを指定した場合は、本人会員があらかじめ選択した支払コースに基づき、弁済金（元金及び手数料の合計額）を当社所定の支払期日にお支払いいただきます。ただし、締切日の残高が各コース所定のお支払金額に満たない場合は、毎月締切日時点の金額とします。なお、リボルビング払いの手数料は、毎月締切日の翌日から翌月締切日までのリボルビング利用残高に対して実質年率 13.2%（月利 1.10%）とします。ただし、利用日から起算して最初に到来する支払日までの期間は、手数料計算の対象としないものとします。

【お支払コース】

ご請求時の残高	5,000円 コース	10,000円 コース	20,000円 コース	30,000円 コース
1円～100,000円	5,000円	10,000円	20,000円	30,000円
100,001円～200,000円	10,000円	20,000円	40,000円	60,000円
200,001円～400,000円	20,000円	40,000円	80,000円	120,000円
400,001円～600,000円	30,000円	60,000円	120,000円	180,000円
600,001円～800,000円	40,000円	80,000円	160,000円	240,000円
以後増加額20万円まで 毎に	10,000円 増加	20,000円 増加	40,000円 増加	60,000円 増加

【お支払例】

10,000 円コース、8 月 1 日から 8 月 31 日までに 50,000 円 ご利用の場合

* 初回（10 月 4 日）弁済金のお支払い（ご利用残高 50,000 円）

- (1) 手数料 0 円（初回無料）
- (2) お支払い元金 10,000 円
- (3) 弁済金 10,000 円
- (4) お支払い後残高 40,000 円 (50,000 円 - 10,000 円 = 40,000 円)

したがって、分割支払金は、10,558 円を 100 円単位にした 10,500 円となります。ただし、端数は初回に算入されるため、初回のお支払金は、11,080 円となります。

- 7 会員がリボルビング払いを指定した場合は、本人会員があらかじめ選択した支払コースに基づき、弁済金（元金及び手数料の合計額）を当社所定の支払期日にお支払いいただきます。ただし、締切日の残高が各コース所定のお支払金額に満たない場合は、毎月締切日時点の金額とします。なお、リボルビング払いの手数料は、毎月締切日の翌日から翌月締切日までのリボルビング利用残高に対して実質年率 13.2%（月利 1.10%、1 円未満の端数は切捨て）とします。ただし、利用日から起算して最初に到来する支払日までの期間は、手数料計算の対象としないものとします。また、本人会員が希望し、当社が認めた場合には、ボーナスによるお支払い月（8 月、1 月）に、本人会員が指定した金額を加算してお支払いいただきます。

【お支払コース】

ご請求時の残高	5,000円 コース	10,000円 コース	20,000円 コース	30,000円 コース
1円～100,000円	5,000円	10,000円	20,000円	30,000円
100,001円～200,000円	10,000円	20,000円	40,000円	60,000円
200,001円～400,000円	20,000円	40,000円	80,000円	120,000円
400,001円～600,000円	30,000円	60,000円	120,000円	180,000円
600,001円～800,000円	40,000円	80,000円	160,000円	240,000円
以後増加額20万円まで 毎に	10,000円 増加	20,000円 増加	40,000円 増加	60,000円 増加

【お支払例】

10,000 円コース、8 月 1 日から 8 月 31 日までに 42,500 円 ご利用の場合

* 初回（10 月 4 日）弁済金のお支払い（ご利用残高 42,500 円）

- (1) 手数料 0 円（初回無料）
- (2) お支払い元金 10,000 円
- (3) 弁済金 10,000 円
- (4) お支払い後残高 32,500 円 (42,500 円 - 10,000 円)

*2回目(11月4日)弁済金のお支払い(ご利用残高 40,000円)

- (1) 手数料 440円 ($40,000円 \times 1.1\% = 440円$ [小数点以下切捨て])
- (2) お支払い元金 9,560円 ($10,000円 - 440円 = 9,560円$)
- (3) 弁済金 10,000円
- (4) お支払い後残高 30,440円 ($40,000円 - 9,560円 = 30,440円$)

第34条(カードキャッシングの支払い)

- 5 会員がリボルビング払いを指定した場合は、会員があらかじめ選択した支払コースに基づき、元金及び利息の合計額を当社所定の支払期日にお支払いいただきます。

【お支払コース】

ご請求時の残高	5,000円 コース	10,000円 コース	20,000円 コース	30,000円 コース
1円～100,000円	5,000円	10,000円	20,000円	30,000円
100,001円～200,000円	10,000円	20,000円	40,000円	60,000円
200,001円～300,000円	20,000円	40,000円	80,000円	120,000円

【お支払い例】

10,000円コース、8月1日に50,000円ご利用の場合

*初回(10月4日)弁済金のお支払い(ご利用残高50,000円)

- (1) 計算期間 64日(8月2日～10月4日)
- (2) 利息 1,578円 ($50,000円 \times 18.0\% \times 64日 \div 365日 = 1,578円$ [小数点以下切捨て])
- (3) お支払い元金 8,422円 ($10,000円 - 1,578円 = 8,422円$)
- (4) 弁済金 10,000円
- (5) お支払い後残高 41,578円 ($50,000円 - 8,422円 = 41,578円$)

*2回目(11月4日)弁済金のお支払い(ご利用残高41,578円)

- (1) 計算期間 31日(10月5日～11月4日)
- (2) 利息 635円 ($41,578円 \times 18.0\% \times 31日 \div 365日 = 635円$ [小数点以下切捨て])

*2回目(11月4日)弁済金のお支払い(ご利用残高 32,500円)

- (1) 手数料 357円 ($32,500円 \times 1.1\%$)
- (2) お支払い元金 9,643円 ($10,000円 - 357円$)
- (3) 弁済金 10,000円
- (4) お支払い後残高 22,857円 ($32,500円 - 9,643円$)

第34条(カードキャッシングの支払い)

- 5 会員がリボルビング払いを指定した場合は、会員があらかじめ選択した支払コースに基づき、元金及び利息の合計額を当社所定の支払期日にお支払いいただきます。また、本人会員が希望し、当社が認めた場合には、ボーナスによるお支払い月(8月、1月)に、本人会員が指定した金額を加算してお支払いいただきます。

【お支払コース】

ご請求時の残高	5,000円 コース	10,000円 コース	20,000円 コース	30,000円 コース
1円～100,000円	5,000円	10,000円	20,000円	30,000円
100,001円～200,000円	10,000円	20,000円	40,000円	60,000円
200,001円～300,000円	20,000円	40,000円	80,000円	120,000円

【お支払い例】

10,000円コース、8月1日に50,000円ご利用の場合

*初回(10月4日)弁済金のお支払い(ご利用残高50,000円)

- (1) 計算期間 64日(8月2日～10月4日)
- (2) 利息 1,578円 ($50,000円 \times 18.0\% \times 64日 \div 365日 = 1,578円$ [小数点以下切捨て])
- (3) お支払い元金 8,422円 ($10,000円 - 1,578円 = 8,422円$)
- (4) 弁済金 10,000円
- (5) お支払い後残高 41,578円 ($50,000円 - 8,422円 = 41,578円$)

*2回目(11月4日)弁済金のお支払い(ご利用残高41,578円)

- (1) 計算期間 31日(10月5日～11月4日)
- (2) 利息 635円 ($41,578円 \times 18.0\% \times 31日 \div 365日 = 635円$ [小数点以下切捨て])

- (3) お支払い元金 9,365 円 (10,000 円－635 円＝9,365 円)
- (4) 弁済金 10,000 円
- (5) お支払い後残高 32,213 円 (41,578 円－9,365 円＝32,213 円)

Suica に関する特約

第 1 条 (目的)

本特約は、東日本旅客鉄道株式会社 (以下「JR 東日本」といいます。) が、ビューカード会員規約 (以下「会員規約」といいます。) 第 1 条に規定する~~クレジットカード~~カード (家族カードを含むこととし、以下「カード」といいます。) のうち非接触 IC チップを内蔵し定期券機能を有しないカード (以下本特約において「本カード」といいます。) に記録された金銭的価値等 (以下「Suica」といいます。) で提供するサービスの内容と、利用者がそれらを受けるための条件を定めることを目的とします。

定期券機能付き Suica に関する特約

第 1 条 (目的)

本特約は、東日本旅客鉄道株式会社 (以下「JR 東日本」といいます。) が、ビューカード会員規約 (以下「会員規約」といいます。) 第 1 条に規定する~~クレジットカード~~カード (家族カードを含むこととし、以下「カード」といいます。) のうち非接触 IC チップを内蔵し定期券機能を有するカード (以下本特約において「本カード」といいます。) に記録された金銭的価値等 (以下「Suica」といいます。) で提供するサービスの内容と、利用者がそれらを受けるための条件を定めることを目的とします。

オートチャージに関する特約

第 2 条 (オートチャージサービス)

「オートチャージ」とは、会員規約第 1 条に規定する~~クレジットカード~~カード (家族カードを含むこととし、以下本特約において「本カード」といいます。) のうち非接触 IC チップを内蔵するカード (以下本特約において「Suica 付カード」といいます。) 又は本カードとリンクに関する特約第

- (3) お支払い元金 9,365 円 (10,000 円－635 円＝9,365 円)
- (4) 弁済金 10,000 円
- (5) お支払い後残高 32,213 円 (41,578 円－9,365 円＝32,213 円)

Suica に関する特約

第 1 条 (目的)

本特約は、東日本旅客鉄道株式会社 (以下「JR 東日本」といいます。) が、ビューカード会員規約 (以下「会員規約」といいます。) 第 1 条に規定するカード (家族カードを含むこととし、以下「カード」といいます。) のうち非接触 IC チップを内蔵し定期券機能を有しないカード (以下本特約において「本カード」といいます。) に記録された金銭的価値等 (以下「Suica」といいます。) で提供するサービスの内容と、利用者がそれらを受けるための条件を定めることを目的とします。

定期券機能付き Suica に関する特約

第 1 条 (目的)

本特約は、東日本旅客鉄道株式会社 (以下「JR 東日本」といいます。) が、ビューカード会員規約 (以下「会員規約」といいます。) 第 1 条に規定するカード (家族カードを含むこととし、以下「カード」といいます。) のうち非接触 IC チップを内蔵し定期券機能を有するカード (以下本特約において「本カード」といいます。) に記録された金銭的価値等 (以下「Suica」といいます。) で提供するサービスの内容と、利用者がそれらを受けるための条件を定めることを目的とします。

オートチャージに関する特約

第 2 条 (オートチャージサービス)

「オートチャージ」とは、会員規約第 1 条に規定するカード (家族カードを含むこととし、以下本特約において「本カード」といいます。) のうち非接触 IC チップを内蔵するカード (以下本特約において「Suica 付カード」といいます。) 又は本カードとリンクに関する特約第 2 条のリン

2条のリンク（以下本特約において「リンク」といいます。）をした「記名 Suica（「電子マネー取扱規則」に規定する、「IC カード等」のうち記名されたものも含む。）」又は本カードにより会員登録されたモバイル Suica 電話機等（以下「モバイル Suica 電話機等」といいます。）における SF 残額があらかじめ設定した金額（以下「実行判定金額」といいます。）以下の場合、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 東日本」といいます。）が別に定めるオートチャージ機能を有する自動改札機等を利用して入出場する際に、本カードのクレジット機能により、あらかじめ設定した金額（以下「入金実行金額」といいます。）が自動的にチャージされることをいい、それにより提供されるサービスを本特約において「本サービス」といいます。

リンクに関する特約

第2条（リンクサービス）

「リンク」とは会員規約第1条に規定するクレジットカード（家族カードを含むこととし、以下本特約においては「本カード」といいます。）と、IC カード取扱規則第3条第1項第1号に規定する「記名 Suica（電子マネー取扱規則に規定する、「IC カード等」のうち記名されたものも含む。）」の情報を関連付ける第3条に定める手続き（以下「リンク設定」といいます。）を会員が完了することにより、次の各号に定めるサービス（以下「本サービス」といいます。）を可能にすることをいいます。

- (1) 本カードを決済カードとした記名 Suica による「オートチャージに関する特約」第2条に定める「オートチャージ」サービス
- (2) その他株式会社ビューカード（以下「ビューカード」といいます。）又は東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 東日本」といいます。）が別に定めるサービス

ジェクサーカード特約

第1条（適用範囲）

1 本特約は、ビューカード会員規約（以下「会員規約」といいます。）に対

ク（以下本特約において「リンク」といいます。）をした「記名 Suica（「電子マネー取扱規則」に規定する、「IC カード等」のうち記名されたものも含む。）」又は本カードにより会員登録されたモバイル Suica 電話機等（以下「モバイル Suica 電話機等」といいます。）における SF 残額があらかじめ設定した金額（以下「実行判定金額」といいます。）以下の場合、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 東日本」といいます。）が別に定めるオートチャージ機能を有する自動改札機等を利用して入出場する際に、本カードのクレジット機能により、あらかじめ設定した金額（以下「入金実行金額」といいます。）が自動的にチャージされることをいい、それにより提供されるサービスを本特約において「本サービス」といいます。

リンクに関する特約

第2条（リンクサービス）

「リンク」とは会員規約第1条に規定するカード（家族カードを含むこととし、以下本特約においては「本カード」といいます。）と、IC カード取扱規則第3条第1項第1号に規定する「記名 Suica（電子マネー取扱規則に規定する、「IC カード等」のうち記名されたものも含む。）」の情報を関連付ける第3条に定める手続き（以下「リンク設定」といいます。）を会員が完了することにより、次の各号に定めるサービス（以下「本サービス」といいます。）を可能にすることをいいます。

- (1) 本カードを決済カードとした記名 Suica による「オートチャージに関する特約」第2条に定める「オートチャージ」サービス
- (2) その他株式会社ビューカード（以下「ビューカード」といいます。）又は東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 東日本」といいます。）が別に定めるサービス

ジェクサーカード特約

第1条（適用範囲）

1 本特約は、ビューカード会員規約（以下「会員規約」といいます。）に対

する特約であり、会員規約第1条に規定する~~クレジットカード~~のうちジ
ェクサーカードに適用されます。

大人の休日倶楽部カード特約

第1条（適用範囲）

- 1 本特約は、ビューカード会員規約（以下「会員規約」といいます。）に対
する特約であり、会員規約第1条に規定する~~クレジットカード~~のうち大
人の休日倶楽部ジパングカード及び大人の休日倶楽部ミドルカードに
適用されます。

個人情報の収集・保有・利用に関する同意条項

第1条（個人情報の収集、保有、利用、預託）

- 1 ビューカード会員規約（以下「会員規約」といいます。）を承認の上、株
式会社ビューカード（以下「当社」といいます。）にクレジットカード（以
下「カード」といいます。）の入会申込みをされ当社が入会を認めた方、
又は家族会員として入会申込みをされ、当社が適格と認めた方（以下「会
員」といいます。）及び入会を申し込まれた方又は家族会員として入会申
込みをされた方（以下まとめて「会員等」といいます。）は、下表に示す
利用目的のため、会員等の以下の i) ~ vii) の情報を当社が必要な保護
措置を講じた上で収集、利用することに同意します。

する特約であり、会員規約第1条に規定するカードのうちジェクサーカ
ードに適用されます。

大人の休日倶楽部カード特約

第1条（適用範囲）

- 1 本特約は、ビューカード会員規約（以下「会員規約」といいます。）に対
する特約であり、会員規約第1条に規定するカードのうち大人の休日倶
楽部ジパングカード及び大人の休日倶楽部ミドルカードに適用されま
す。

個人情報の収集・保有・利用に関する同意条項

第1条（個人情報の収集、保有、利用、預託）

- 1 ビューカード会員規約（以下「会員規約」といいます。）を承認の上、株
式会社ビューカード（以下「当社」といいます。）に、本人会員又は家族
会員としてクレジットカード（以下「カード」といいます。）の入会申込
みをされた方（以下まとめて「会員等」といいます。）は、下表に示す利
用目的のため、会員等の以下の i) ~ vii) の情報を当社が必要な保護
措置を講じた上で収集、利用することに同意します。

企業名	利用目的	利用情報	連絡先等
株式会社ビューカード http://www.jreast.co.jp-card/	①与信判断、与信後の管理、債権の回収	i) ii) iii) (iv) v) vi) vii)	東京都品川区大崎1-5-1
	②カードの機能、カード付帯サービス、特典等の提供	i) ii) iii)	ビューカードセンター
	③市場調査、商品開発	i) ii) iii)	TEL 03-6685-7000
	④金融業等当社が営む事業(当社の具体的な事業内容については当社所定の方法[当社ホームページ等]によってお知らせします)における宣伝物・印刷物の送付等の営業案内、ならびにクレジットカード事業における加盟店等の宣伝物・印刷物の送付等の営業案内	i) ii) iii)	
(共同して利用する者の範囲) JR東日本を含むJR東日本の有価証券報告書等に記載されているJR東日本のグループ会社	⑤市場調査、商品開発	i) ii) iii)	URL
	⑥旅客鉄道事業、旅行業、広告業、小売業、保険媒介代理業、スポーツ施設提供業、宿泊業等共同利用会社が営む事業における商品、ポイント特典、サービスに関する宣伝物等の送付及びそれに付随する営業案内	i) ii) iii)	http://www.jreast.co.jp/
	⑦キャンペーン等に基づく特典の提供	i) ii) iii)	
	⑧共同利用会社各社から会員等への取引上必要な連絡及び取引内容の確認	i) ii) iii)	
	⑨共同利用会社各社の行う会員組織の登録及び維持管理、又はポイントサービスの円滑な実施	i) ii) iii)	
	⑩Suica関連サービスの提供	i) ii)	
	⑪旅客鉄道事業、旅行業事業における申込書の作成	i) ii)	

- i) 氏名、住所、電話番号、生年月日、性別、勤務先、勤務先電話番号、緊急時の連絡先、職業、カード利用目的、E-Mail アドレス等、会員等が入会申込時に届けた事項及び会員規約第 16 条に基づき入会後に届けた事項、その他当社が提供するサービスの利用に際して会員等が届け出た事項
- ii) 入会申込日、入会承認日、利用可能枠、有効期限、カード番号等、会員等と当社の契約に関する事項
- iii) 会員のカードの利用内容、支払状況及びお電話等でのお問合せ等により当社が知り得た情報(通話内容を含む)
- iv) 会員等が届け出た会員及び会員の配偶者の資産、収入、負債、家族構成、並びに当社が収集したクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況
- v) 官報や電話帳等一般に公開されている情報

企業名	利用目的	利用情報
ビューカード	①与信判断、与信後の管理、債権の回収	i) ~ vii)
	②カードの機能、付帯サービス、特典等の提供	i) ~ iii)
	③市場調査、商品開発	i) ~ iii)
	④当社が営む事業(内容は当社のHPに掲載)における宣伝物・印刷物の送付等の営業案内	i) ~ iii)
(共同して利用する者の範囲) JR東日本を含むJR東日本の有価証券報告書等に記載されているグループ会社	⑤市場調査、商品開発	i) ~ iii)
	⑥旅客鉄道事業、旅行業、広告業、小売業、保険媒介代理業、スポーツ施設提供業、宿泊業等共同利用会社が営む事業における商品、ポイント特典、サービスに関する宣伝物等の送付及びそれに付随する営業案内	i) ~ iii)
	⑦キャンペーン等に基づく特典の提供	i) ~ iii)
	⑧共同利用会社各社から会員等への取引上必要な連絡及び取引内容の確認	i) ~ iii)
	⑨共同利用会社各社の行う会員組織の登録及び維持管理、又はポイントサービスの円滑な実施	i) ~ iii)
	⑩Suica関連サービスの提供	i) ii)
	⑪旅客鉄道事業、旅行業事業における申込書の作成	i) ii)

- i) 氏名、住所、電話番号、生年月日、性別、勤務先、勤務先電話番号、職業、カード利用目的、E-Mail アドレス等、会員等が入会申込時に届けた事項及び会員規約第 16 条に基づき入会後に届けた事項、その他当社が提供するサービスの利用に際して会員等が届け出た事項
- ii) 入会申込日、入会承認日、利用可能枠、有効期限、カード番号等、会員等と当社の契約に関する事項
- iii) 会員のカードの利用内容、支払状況及びお電話等でのお問合せ等により当社が知り得た情報(通話内容を含む)
- iv) 会員等が届け出た会員及び会員の配偶者の資産、収入、負債、家族構成、並びに当社が収集したクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況
- v) 官報や電話帳等一般に公開されている情報

vi) 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認書類の記載事項、その他適法かつ適正な方法により当社が収集した公的機関が発行する書類の記載事項

vii) 会員等が当社に提出した源泉徴収票、所得証明書等の記載事項

2 当社及び当社と共同で個人情報を利用する者(以下「共同利用会社」といいます。)は、第1項表中「利用目的⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪」により共同利用する会員等の個人情報を厳正に管理し、会員等のプライバシー保護に十分注意を払うとともに、上記目的以外には利用しないものとします。個人情報の管理についての責任者は下記の者とします。
個人情報管理責任者：株式会社ビューカード

第2条 (個人信用情報機関の利用及び登録)

2 本人会員等は、本人会員等の会員規約に係る契約(以下「本契約」といいます。)に関する客観的な取引に基づく個人情報が、当社の加盟個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関の加盟会員により、本人会員等の支払能力を調査するために利用されることに同意します。

【登録情報及び登録期間】

項目	① 本契約に係る申込みをした事実	② 本契約に係る客観的な取引事実	③ 債務の支払を延滞した事実
会社名 株式会社シー・アイ・シー(CIC)	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間	契約期間中及び契約終了後5年以内	契約期間中及び契約終了日から5年間

※株式会社シー・アイ・シーと提携する個人信用情報機関の加盟会員により利用される個人情報は上記項目のうち「③債務の支払を延滞した事実」となります。

3 当社の加盟個人信用情報機関の名称、住所、連絡先及び加盟個人信用情報機関に登録される情報、ならびに提携個人信用情報機関は、以下に記載の通りです。また、当社が本契約の期間中に新たに個人信用情報機関

vi) 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認書類の記載事項、その他適法かつ適正な方法により当社が収集した公的機関が発行する書類の記載事項

vii) 会員等が当社に提出した源泉徴収票、所得証明書等の記載事項

2 当社及び当社と共同で個人情報を利用する者は、第1項表中の利用目的以外には利用しないものとします。なお、個人情報管理責任者は株式会社ビューカードとします。

第2条 (個人信用情報機関の利用及び登録)

2 本人会員等の会員規約に係る契約(以下「本契約」といいます。)に基づく個人情報、客観的な取引事実が、当社の加盟個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関の加盟会員により、本人会員等の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

登録情報	①本契約に係る申込みをした事実	②本契約に係る客観的な取引事実	③債務の支払を延滞した事実
登録期間	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間	契約期間中及び契約終了後5年以内	契約期間中及び契約終了日から5年間

3 当社の加盟個人信用情報機関の名称、住所、連絡先ならびに提携個人信用情報機関は、以下に記載の通りです。また、当社が本契約の期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面

に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

【加盟個人信用情報機関の名称及び連絡先】

会社名	住所・電話番号・ホームページアドレス
株式会社シー・アイ・シー(CIC) (割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL 0570-666-414 http://www.cic.co.jp/

※株式会社シー・アイ・シーは、主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関です。同社の加盟資格、加盟会員企業等の詳細は、上記の同社が開設しているホームページをご覧ください。

※株式会社シー・アイ・シーの登録情報は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証の番号、本人確認書類の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名等、支払回数等契約に関する情報、年間請求予定額、利用残高、月々の支払状況及び延滞等支払状況に関する情報、支払停止の抗弁に関する情報となります。

【提携個人信用情報機関の名称及び連絡先】

株式会社日本信用情報機構（貸金業法に基づく指定信用情報機関）⇨
主にクレジット事業・リース事業・貸金業等の与信事業を営む企業を
会員とする個人信用情報機関

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 41-1

TEL0570-055-955 <http://www.jicc.co.jp>

全国銀行個人信用情報センター⇨主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関

〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1

※建物建替えのため、平成28年10月11日から平成32年度まで東京都千代田区丸の内2-5-1に仮移転します。仮移転先から戻る期日については、決定次第、同センターのホームページに掲載されます。

TEL0120-540-558 又は 03-3214-5020

<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>

により通知し、同意を得るものとします。

加盟個人信用情報機関	連絡先
株式会社シー・アイ・シー(CIC) (割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL 0570-666-414 https://www.cic.co.jp/

※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

※株式会社シー・アイ・シーに登録する情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量等、支払回数等契約内容に関する情報、年間請求予定額、利用残高、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報、等となります。

提携個人信用情報機関	連絡先
株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)	〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1 TEL 0570-055-955 https://www.jicc.co.jp
全国銀行個人信用情報センター	〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 TEL 0120-540-588又は03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html

第3条（個人情報の開示、訂正、削除）

- 1 会員等は、当社に対して、本人会員等は、当社に加え、第2条第3項に記載の加盟個人情報情報機関に対して、以下に定める区分に従って自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。
- (1) 会員等は、当社が保有する自己に関する個人情報の開示を求める場合は、会員規約の末尾に記載のビューカードセンター（お客さま相談室）に連絡するものとします。開示請求手続き（受付方法、必要な書類等）の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社所定の方法（当社ホームページ等）によってお知らせしております。
- (2) 本人会員等は、加盟個人情報情報機関が保有する自己に関する個人情報の開示を求める場合には、第2条第3項に記載の加盟個人情報情報機関に連絡するものとします。

第4条（個人情報の取扱いに関する不同意）

当社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合及び本同意条項の内容の全部又は一部を承諾できない場合は、入会をお断りすることや退会の手続きをとることがあります。ただし、第1条第1項表中「利用目的④又は⑥」の一方又は双方に同意しない場合でも、これを理由に当社が入会をお断りすることや退会の手続きをとることはありません。

第6条（入会申込の事実の利用）

当社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、第1条第1項表中「利用目的④」及び第2条第2項に基づき、当該契約の不成立の理由のいかんを問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第3条（個人情報の開示、訂正、削除）

- 1 会員等は、当社又は加盟個人情報情報機関に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。
- (1) 当社に開示を求める場合は、ビューカードセンター（お客さま相談室）にご連絡いただくか、HPに掲載したご案内をご確認ください。
- (2) 加盟個人情報情報機関に開示を求める場合には、加盟個人情報情報機関に連絡するものとします。

第4条（個人情報の取扱いに関する不同意）

当社は、会員等が本契約の必要な事項の記載を希望しない場合及び本同意条項の内容の全部又は一部を承諾できない場合は、本契約をお断りすることがあります。ただし、第1条第1項表中「利用目的④又は⑥」に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。

第6条（入会申込の事実の利用）

本契約が不成立の場合であっても入会申込をした事実は、第1条第1項及び第2条第2項に基づき、当該契約の不成立の理由のいかんを問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

個人情報の収集・保有・利用に関する同意条項—Suica 付ビューカードに関する特約

第 1 条（東日本旅客鉄道株式会社による個人情報の収集・利用）

—「Suica に関する特約」及び「定期券機能付き Suica に関する特約」の適用を受けるカード（以下本特約において「Suica 付ビューカード」といいます。）の申込者及び利用者（以下「利用者」といいます。）は、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 東日本」といいます。）が、氏名・生年月日・性別・電話番号及び Suica の機能の使用に関する情報（家族会員申込人の情報を含む。）を個人情報の保護に関する法律に基づき、必要な保護措置を行った上で、以下の目的のために収集、利用することに同意するものとします。

- (1) 本人会員が当社に届け出た電話番号・住所を、家族会員の Suica への登録及び「Suica に関する特約」及び「定期券機能付き Suica に関する特約」に定める利用目的に使用するため
- (2) Suica 付ビューカードの発行又は発行後の利用者の管理のため
- (3) Suica 付ビューカードに関するサービスの提供のため
- (4) 利用者への取引上必要な連絡及び取引内容の確認、その他取引を適切かつ円滑に実施するため
- (5) JR 東日本の営む事業における商品開発、市場調査のため（JR 東日本の営む具体的な事業の内容については JR 東日本所定の方法〔JR 東日本ホームページ等〕によってお知らせします。）

VIEW's NET 利用規約

第 1 条（VIEW's NET）

本インターネットサービス「VIEW's NET」（以下「本サービス」といいます。）では、インターネット上で、本規約第 3 条に基づき株式会社ビューカード（以下「当社」といいます。）が承認した会員（以下「VIEW's NET 会員」といいます。）に対し、以下のサービスを提供します。

ただし、利用者により提供を受けることのできるサービスに制限のある場合があります。

個人情報の収集・保有・利用に関する同意条項—Suica 付ビューカードに関する特約

第 1 条（JR 東日本による個人情報の収集・利用）

「Suica 付ビューカード」の申込者及び利用者（以下「利用者」といいます。）は、JR 東日本が、氏名・生年月日・性別・電話番号及び Suica の機能の使用に関する情報（家族会員申込人の情報を含む。）を以下の目的のために収集、利用することに同意するものとします。

- (1) 本人会員が当社に届け出た電話番号・住所を、家族会員の Suica への登録及び「Suica に関する特約」及び「定期券機能付き Suica に関する特約」に定める利用目的での使用
- (2) Suica 付ビューカードの発行又は発行後の利用者の管理
- (3) Suica 付ビューカードに関するサービスの提供
- (4) 利用者への取引上必要な連絡及び取引内容の確認、その他取引の適切かつ円滑な実施
- (5) JR 東日本の営む事業（内容については JR 東日本の HP に掲載）における商品開発、市場調査

VIEW's NET 利用規約

第 1 条（VIEW's NET）

本インターネットサービス「VIEW's NET」（以下「本サービス」といいます。）では、インターネット上で、本規約第 3 条に基づき株式会社ビューカード（以下「当社」といいます。）が承認した会員（以下「VIEW's NET 会員」といいます。）に対し、以下のサービスを提供します。

ただし、利用者により提供を受けることのできるサービスに制限のある場合があります。

- 1 ご利用明細照会サービス
- 2 ポイント照会サービス
- ~~3 ポイント交換申込サービス~~
- 4 その他当社が設定したサービス

- 1 ご利用明細照会サービス
- 2 ポイント照会サービス
- 3 その他当社が設定したサービス